入会案内
The Guide to AJHC

一般社団法人 日本医療法人協会

Association of Japanese Healthcare Corporations

入会のご案内

～一般社団法人日本医療法人協会は、医療法人の健全なる発展を図り
その設立を助成して国民医療の向上を図ることを目的として設立された
地域医療に貢献している民間医療機関である医療法人の団体です～

今日、医療法人には制度面・税制面において様々な問題が山積しております。 それらの問題解決に当たっては、一致団結して問題解決に対処していくことが必要となっています。

一般社団法人 日本医療法人協会は、民間医療機関である医療法人の健全なる発展を図り、その設立を助成して国民医療の向上を図ることを目的として厚生労働省所管の社団法人として設立された団体です。
（設立年月日：昭和 27 年８月 27 日）

現在では一般社団法人として活動し、会員は病院や診療所を経営する医療法人で組織されております。医療法人による唯一の厚生労働省認可団体として、また、会員が医療法人で組織されているため、民間医療機関の立場として各種事業を行なっております。

医療法人制度のあり方やそれに対する税制の改善等について立法、行政当局に要望、提言を行い、医療人がよりよい医療を提供できる制度作りに尽力しており、これまでに法人税、固定資産税が非課税の「社会医療法人制度」や、法人税が軽減される「特定医療法人制度」を実現させてきました。また、相続税評価額が軽減される類似業種比準方式の導入も実現させました。現在は、医療法人の経営安定化・事業の永続のために、事業承継に伴う税負担の軽減と医療に対する消費税の損税是正に力を注いでいます。

このほか、経営手法の向上に向けた「全国医療法人経営セミナー」や「経営講座」「診療報酬改定説明会」などの開催、診療報酬改正や医療法人に関する税制改正への要望など幅広い活動を展開しています。

今後とも医療法人に関する諸問題の解決のために、より多くの医療法人が本協会にご入会下さいますよう是非ともお願い申し上げます。

入会金	●診療所　30,000 円	●病　院　50,000 円
年会費	●診療所　56,000 円	●病　院　90,000 円

※年度途中に入会される場合は、６月末までは「全額」、９月末までは「４分の３」
12 月末までは「２分の１」、３月末までは「４分の１」となります。

入会届のご送付先、入会に関するお問い合わせ等は、協会事務局までお願いします。

一般社団法人 日本医療法人協会　事務局　（担当：佐藤）
〒102-0071　千代田区富士見２-６-12ＡＭビル３階
電　話：03-3234-2438　　ＦＡＸ：03-3234-2507
e-mail：headoffice@ajhc.or.jp　　Ｈ　Ｐ：http://www.ajhc.or.jp/

組織紹介

(平成22年1月現在)

社団法人 日本医療法人協会　組織図

[加盟団体]
日本病院団体協議会
四病院団体協議会

[関連団体]
日本医療事業協同組合
有限会社 医法会
日本医療法人連盟

日本医療法人協会とは

医療法人の発達を通して国民医療の向上を図ることを目的に、1952(昭和27)年に設立された厚生労働省所管の社団法人(特例民法法人)です。会員は主に病院を経営する医療法人で、現在、全国で約1,300法人が加入しています。
医療法人制度のあり方やそれに対する税制の改善等について立法、行政当局に要望、提言を行い、医療人がよりよい医療を提供できる制度作りに尽力しており、これまでに法人税、固定資産税が非課税の「社会医療法人制度」や、法人税が軽減される「特定医療法人制度」を実現させてきました。また、相続税評価額が軽減される類似業種比準方式の導入も実現させました。現在は、事業承継に伴う税負担の軽減と、医療に対する消費税の損税是正に力を注いでいます。
このほか、経営手法の向上に向けた全国セミナーの開催、診療報酬改正への要望、全日本病院協会との共催による「医療安全管理者養成課程講習会」「臨床研修指導医講習会」の開催など幅広い活動を展開しています。

入会すると参加できる主な活動

▲ ベテラン医師が白熱した議論を繰り広げる臨床研修指導医講習会（全日本病院協会との共催事業）

▲ 医療安全管理者養成課程講習会では、医療事故の発生する根本的な原因を分析し、改善する方法論を身につける（全日本病院協会との共催事業）。

▲ 公益性が高く税制上も優遇される社会医療法人の創設時には、いち早く社会医療法人制度セミナーを開催し、厚労省担当官に認定要件等を解説してもらった（08年3月）。
左写真は、講師の金森勝徳医療法人指導官（当時）

▲ 毎年、秋には全国医療法人経営セミナーを開催。医療制度や経営上の問題について講演やシンポジウムを行う。写真は09年10月の大阪セミナー。慶応大学・権丈善一教授（左）、虎の門病院・小松秀樹泌尿器科部長（中央）、民主党・梅村聡参議院議員（右）らが講演した。

▲ 医法協、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会でつくる四病院団体協議会は毎月、総合部会を開催し、会長、副会長が病院共通の問題を協議。必要に応じて、全団体で統一行動をとる。

▲ 新年恒例の賀詞交歓会には会員のほか、政界、官界、言論界、医療界等から多数の著名人が参加し親交を深める。

▲ 診療報酬の改定内容を審議・答申する中央社会保険医療協議会には医法協・鈴木副会長が委員に名を連ねる。

資料に目を通す鈴木副会長（中央）

▲ 必要に応じて厚労省幹部を囲んで座談会も行う。09年6月には、三浦公嗣指導課長（当時）を招き、「今後の医療法人のあり方」について厚労省の意向を聞いた。

▲ 医業経営のあり方や問題点を深夜まで徹底的に議論する「医業経営管理を語る会」。講演、事例発表の後は、グループ討議で意見を戦わせる。写真は09年8月の第1回のグループ討議の模様。このときは厚労省から武田俊彦政策医療課長（左）、佐藤敏信医療課長（中央）、福祉医療機構から瀬上清貴理事（右）が参加、2日間にわたって語り尽くした（肩書はすべて当時）。

▲ 月刊の機関誌『日本医療法人協会ニュース』には、医法協活動の内容や会員のオピニオン、政界、官界等の情報を通じ、医療を取り巻く状況が反映される。

▶ 医法協ホームページでは研修会等の告知や厚労省の通知等を迅速に掲載している。

▲ 医法協の最高議決機関である代議員会、総会では、会員の質問に執行部が答弁。十分に納得を得たうえで採決するほか、記念講演も行う。
左写真は09年6月総会で記念講演をお願いした内閣府・山崎史郎政策統括官（当時）

▲ 医法協をはじめ11の病院団体が結成する日本病院団体協議会では、診療報酬改定を始めとする医療界の諸問題に病院側の合意形成を図り、関係各方面に働きかけている。

会員特典と入会手続

入会のメリット

1. 医療法や税制、診療報酬等における会員の要望実現
2. 医療事故や介護事故に備えた割安な各種賠償保険制度への加入
3. 講演会、研修会等への会員料金での参加
4. 機関誌『日本医療法人協会ニュース』の無料配布
5. 医療法人の経営実態調査とそれに基づくデータ提供、個別会員ごとの経営診断結果の送付
6. 医療法等に関する個別相談の実施
7. 書籍や各種物品の割引販売
8. 慶弔金、見舞金の贈呈

入会手続き

医療法人ならどこでも、日本医療法人協会に入会できます。次頁の「入会申込書」に必要事項を記載のうえ、別添の「地方組織一覧」に記載された各都道府県支部宛てに（支部のない地域の方は、本部事務局宛てに）送付してください。（医療法人ではない法人や医療機関ではない法人、個人の方でも、賛助会員として入会できます。入会手続きは本部までお問合せください）

入会金・会費

医療法人	入会金	会　費（年額）
病院を開設している医療法人	5 万円	9 万円
診療所を開設している医療法人	3 万円	5 万 6 千円

入会金は、入会申込書の送付後、銀行振込または郵便振替にてお支払いください。

■ **銀行振込の場合** …… 次のいずれかの口座にお振込ください。

口座名義　社団法人　日本医療法人協会
みずほ銀行　飯田橋支店　普通預金　683696
三井住友銀行　飯田橋支店　普通預金　5029988

■ **郵便振替の場合** …… 次の口座にお振込ください。（別添の振替用紙をお使いください）

加入者名　社団法人　日本医療法人協会
口座番号　00120−0−63347

● 会費は入会後、改めて請求させていただきます。
年度途中のご入会の場合、その年度の会費は次のようになります。

ご加入の時期	6月末まで	9月末まで	12月末まで	3月末まで
	全額	4分の3	2分の1	4分の1

様式第1号

日本医療法人協会入会申込書

経由支部欄	
年月日	
支部名	
支部長 氏名印	印

一般社団法人　日本医療法人協会

会　長　　　　　　　　　　　　　　殿

日本医療法人協会の事業目的に賛同し入会致したく申し込みます。
入会ご承認の上は、貴会の定款を遵守することを誓約いたします。

年　　　月　　　日

事務所所在地

法人名

理事長名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※専任者職氏名

（注）理事長以外の役員が本協会業務に専念する場合
その職氏名（本協会に対する法人の代表者とする。）

法人名	フリガナ	病（医）院名	フリガナ	社・財団別	団
理事長名	フリガナ 医　師 非医師	院長名	フリガナ	病床数	床
法人設立認可	年　　月　　日	診療科目		電話 FAX E-mail	 @
病（医）院所在地				郵便番号	〒
備考	社会医療法人・特定医療法人・一人医師医療法人・厚生労働省所管法人（複数県にまたがる法人） （該当するものがあれば〇印をおつけください。）				

（注）1．理事長欄の医師、非医師該当に〇印をおつけ下さい。
2．分院、診療所、老人保健施設をお持ちの場合は、この申込書をコピーしていただき、それぞれの施設ごとに別用紙にご記入のうえご同封下さい。
※の職氏名者は理事長以外の役員で理事長の職務命令をうけ法人を代表する場合の届出欄であり変更の場合は速やかに届出を要する。会員名簿・選挙人名簿に登載される。

入会金　　　　　　　　円

細則第4条第1項（A4）

日本医療法人協会倫理綱領

医療法人の健全な発達を通じて国民医療の向上を図ることを目的とする日本医療法人協会は、国民の健康指向、疾病や障害の克服等のニーズを把握し、健全な医業経営を通じて医療機関の持てる力を存分に発揮して国民の期待に応えるため、意思決定および行動に際して医療法人が遵守すべき基準を、ここに倫理綱領として定める。

1. 医療法人の医師及び他の医療従事者（以下医療者）は、全人的医療を志向し、高い倫理性を体して、診療にあたります。
2. 医療法人の医療機関に従事する医療者は、最善の医療を提供するため、つねに最新の医学知識と技術を学び、質の向上に努めます。
3. 医療法人は、安全管理を徹底し、患者、医療者双方が安心し満足できる体制作りを心がけます。
4. 医療法人の医師は、同僚医師及び関連職種との緊密なチームワークにより、良質な医療を継続的に提供します。さらに地域医療機関との連携により高度で最適な医療を提供します。
5. 医療法人は、医療・保険・福祉の幅広い職種との連携、及び公的・民間を問わず他の機関と連携し、地域に貢献します。
6. 医療法人は、患者の権利を尊重するとともに、医療者の人権を擁護し、相互信頼に基づく医療を目指します。
7. 医療法人は、効率的で健全な経営を行い、開設する病院、診療所等の永続性を図るよう努めます。
8. 医療の公共性に照らし、限りある社会資源であることを認識し、医療法人が得る利益は、将来にわたって医療提供を維持、拡大するためであることを銘記して経営に当たります。
9. 医療法人は、社会に貢献し、国の礎となるよう努めます。

- JR「飯田橋駅」東口（水道橋駅寄り口）から徒歩2分
- 東京メトロ東西線「飯田橋駅」から徒歩2分（A4出口利用）
- 東京メトロ有楽町線「飯田橋駅」から徒歩6分（A4出口利用）
- 東京メトロ南北線「飯田橋駅」から徒歩5分（A4出口利用）

一般社団法人　日本医療法人協会

〒102-0071　東京都千代田区富士見2-6-12 AMビル3・4階
TEL（03）3234-2438　FAX (03)3234-2507
URL　http://www.ajhc.or.jp/
E-mail　headoffice@ajhc.or.jp